

## 業務委託基本契約約款

この約款（以下、「本約款」といいます）は、委託者（以下、「甲」といいます）が所有又は管理する音楽・映像等の作品を公衆に広く流通させることを目的として、株式会社スペースシャワーネットワーク（以下、「乙」といいます）が提供する各種サービス（第1条で具体的に定めるサービスをいい、以下「本サービス」といいます）を利用する場合において、両者が遵守しなければならない基本事項を定めたものであり、両者間で締結する本サービスに関する基本契約及び個別契約は、すべて本約款の規定を全面的に適用します。

### 第1章 総則

#### 第1条（乙が提供するサービス）

乙は甲に対し、本基本契約（第3条で定義します）締結後、本約款、本基本契約及び本個別契約（第3条で定義します）に基づき、以下のサービスの全部又は一部を提供します。

- (1) 甲がその権利を保有又は利用権を有する録音原盤及び映像原版（以下総称して「本原盤」といいます）を利用して製作し、発売する録音物及び録音録画物のうち、乙が日本国内において独占的に販売することに両者が合意した商業用レコード及びビデオグラム商品（以下「本商品」といいます）を、乙が特約店に対して販売するほか、乙及び乙の関連会社が運営する通販サイトを通じて消費者に直接販売すること。
- (2) 本原盤のうち、乙が独占的に配信することに両者が合意した原盤（以下「本配信原盤」といいます）を、乙が契約する配信事業者を通して配信し販売すること。
- (3) 本商品の仕入代金及び本配信原盤の売上分配金を支払うこと。
- (4) 本商品の製造業務を請負うこと。

#### 第2条（用語の定義）

本約款で用いる用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 特約店  
乙との契約に基づき、乙が販売する商品を取扱う販売店及び卸売店（貸レコード代行店を含みます）。
- (2) 音源、映像マスター  
本商品の製造に必要なマスターとなる、編集済ディスク又はテープ。
- (3) 素材  
レーベル、ジャケットその他印刷物のデータ、アーティスト名ロゴ、アーティスト写真、バイオグラフィー、ディスコグラフィーなどの情報データを含む、本商品の制作に必要な素材及び情報。

(4) 編成表

本商品の商品概要並びに本原盤のタイトル名、作詞者、作曲者、編曲者、実演家、収録時間及びI S R C等を記載したもの。

(5) 乙が管理する商品番号

乙が一般社団法人日本レコード協会から付与された商業用レコードに付番するアルファベット4文字または3文字で構成する商品コード。

乙は、甲との本基本契約の条件により以下の商品番号を発番するものとします。

①アルファベット4文字の内、上2文字が「X Q」で始まる商品番号（以下「独自品番」という）

②アルファベット4文字の内、上2文字が「D D」で始まる商品番号及びアルファベット3文字の内、上2文字が「D Q」で始まる商品番号（以下総称して「共同発売元品番」という）

(6) 新譜商品・旧譜商品

新たに編成収録し、新規品番を取得した商品を新譜商品と言い、既に発売されている商品を旧譜商品と言います。

(7) 廃盤

本商品を乙の取扱対象から除外することを目的として、製造用原盤（スタンパー等）を廃棄するほか、特約店に対する本商品の出荷を停止し市中庫の返品受入をする行為。

(8) 廃盤受入期間

廃盤に伴う、対象商品の特約店からの返品受入期間をいい、当該期間を過ぎると、特約店は対象商品を乙に返品できなくなります。

(9) 共同物流システム

物流システムを運営している会社が契約関係にある他社商品と一緒に梱包して特約店への発送及び返品受入処理を行う物流システム。共同物流システムは運営会社と特約店がオンラインで繋がっています。

(10) 配信事業者

乙との契約に基づき、公衆を対象としてデジタルコンテンツ（音源等をデジタル化した配信用ファイル）を携帯電話会社のネットワーク及びインターネット上で、有料配信することを企画・運営・管理等する事業者。

(11) 配信

公衆からのリクエストに応じて、無線又は有線通信により、コンピューター等の自動公衆送信装置を用いて著作物その他のコンテンツを送信すること。

(12) ストリーミング配信

音声や動画などのマルチメディアファイルをストリーミング技術を利用して送信し、再生に供するサービス。

(13) サブスクリプションサービス

音源や映像を、利用期間に対して定額の対価を徴収して供給するサービス。

(14) 配信用データ

著作権情報、ジャンル、価格、タイトル名、アーティスト名、収録時間、ISRC 等  
配信を行うために必要となる各種情報

(15) J A N コード

「Japanese Article Number Code」日本工業規格（JIS）制定の標準商品表示。バー  
コードとして商品に表示する。

(16) I S R C

「International Standard Recording Code（国際標準レコーディングコード）」の  
略称。録音原盤及び映像原版の識別に利用される唯一の国際標準コード。

(17) LINCS2（取引先向け情報システム）

甲と乙との情報の相互提供のための、web ブラウザを利用したインターフェース・  
サービス。

(18) 自己管理楽曲

音楽著作権等管理事業者に著作権を信託又は委任していない楽曲。

(19) 専属楽曲

著作者がレコード会社に著作権を譲渡し、レコード会社が著作権と楽曲の利用権を  
独占的に保有している楽曲。

(20) EC サイト

乙が販売する商品やサービスを、インターネット上で一般消費者に直接販売するこ  
とを目的とした仮想店舗。

### 第3条（基本契約と個別契約）

1. 本約款に定める内容は、本約款に基づく基本契約（以下「本基本契約」といいます）  
及び本基本契約に基づく個々の売買等の取引に関する契約（以下「本個別契約」とい  
い、本基本契約と本個別契約とを総称して「本契約」といいます）に対して共通に適  
用されます。
2. 前項の規定にかかわらず、本個別契約においては、本約款及び本基本契約と異なる定  
めをすることができるものとします。本個別契約の定めの内容が、本約款及び本基本  
契約の内容と矛盾する場合は、本個別契約の定めの効力が優先されます。
3. 本商品以外の商品であっても、甲が乙に販売した商品又は甲が乙に提供した音源・映  
像等についても、別段の定めがない限り、本約款が適用されるものとします。

### 第4条（本基本契約）

甲及び乙は、最初の本個別契約が成立する日までに、取引条件の詳細を定めた本基本契約を締結するものとします。

#### 第5条（本個別契約の成立）

1. 本個別契約の成立要件は、次章以降に規定する各取引毎に定めるものとします。
2. 甲が本基本契約に定める代金・料金の支払いを遅延した場合、乙はその入金を確認するまでの間、本個別契約の成立後といえども本契約上の債務の全部又は一部の履行を、何ら責任を負うことなく停止することができるものとします。

#### 第6条（約款の変更）

1. 乙は、本約款を変更することがあります。その場合において、変更後の本約款の諸規定はすでに締結された本契約にも適用されることを甲は予め了承するものとします。
2. 乙は、本約款を変更する場合は、事前に電子メールの送信又は LINCS2 上に掲載することにより、①約款を変更する旨、②変更後の約款の内容、及び③変更の効力発生時期を甲に対して通知するものとします。

#### 第7条（住所等の変更通知）

1. 甲及び乙は、本契約に記載した所在地、氏名（商号）、代表者に変更が生じた場合は、それを証する商業登記簿謄本又は住民票を添付して、速やかに文書をもって相手方に通知するものとします。
2. 甲及び乙は、指定振込金融機関及び指定振込口座に変更が生じた場合は、速やかに文書をもって相手方に通知するものとします。
3. 甲及び乙は、本基本契約において取引窓口担当者を指定するものとし、取引窓口担当者及びその連絡先に変更が生じた場合は、速やかに文書をもって相手方に通知するものとします。

#### 第8条（文書等の送付先）

甲及び乙は、本サービスに係る文書及び素材等の送付を、相手方の取引窓口担当者宛に行うものとします。

#### 第9条（商品在庫及び素材等の保管）

乙は、本商品及び付属印刷物の在庫並びに、甲から提供される音源、映像マスター、配信用データ及び素材（以下、総称して「預り品」といいます）を、本基本契約の有効期間中、善良な管理者の注意をもって保管するものとし、本契約の履行の目的以外に流用しないものとします。

## 第10条（免責）

乙は、次の各号に定める事由により甲に発生した損害については、法律上の請求原因の如何を問わず、一切の賠償責任は負わないものとします。

1. 天変地異、暴動・内乱・事変、法令の制定・改廃、政府・地方公共団体による命令・処分等の公権力の作用、ストライキ、輸送機関の事故
2. 乙の責めに帰すべからざる事由による、システム障害による本商品及び本配信原盤の不到達又は到達遅延により生じた損害
3. その他、乙の責めに帰すべからざる事由により生じた損害

## 第11条（表明・保証）

1. 甲及び乙は、日本法に基づき、本契約を締結し（本約款の承諾を含みます）、履行する法律行為能力を有していることを相互に表明・保証するものとします。
2. 甲は乙に対し、本商品、本原盤及び素材が、著作権、著作者人格権、著作隣接権、実演家人格権、商標権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権、その他如何なる第三者の権利も侵害するものでないこと、合法的なものであること、並びに公序良俗に反するものでないことを表明・保証するものとします。
3. 甲は乙に対し、本契約の締結及び履行について、乙は、本原盤に収録された実演の実演家を含む如何なる第三者からも異議申し立てを受けることはなく、本契約に明示的に定められたものを除いて如何なる対価の請求も受けないことを表明・保証するものとします。

## 第12条（補償）

甲及び乙は、前条その他本約款上に定める表明・保証に反し又は抵触する事実を主張する第三者からの請求（訴訟提起その他あらゆる異議申立て等を含みます）が、相手方（相手方の役員及び従業員を含みます）に対してなされた場合、自己の責任と費用においてこれを解決し、かかる請求により相手方に生じた損失、損害及び費用（訴訟費用及び合理的な弁護士費用を含みます）の全てを補償するものとします。

## 第13条（マーケティング協力）

1. 甲及び乙は、本商品及び本配信原盤の販売促進を図るために協議し、効果的なマーケティング活動を展開するものとします。なお、甲及び乙は、相手方に対して、自らが行う広告及び販売促進の実施内容を適宜開示するものとします。
2. 乙は、本商品及び本配信原盤の宣伝・販売促進のために必要な資料等の提供を甲に求めることができるものとします。
3. 乙は甲から提供された素材及び前項に定める資料等を、宣伝・販売促進目的に限り、甲の事前の承諾をえることなく、無償で使用することができるものとします。

#### 第14条（著作権使用料の支払処理業務）

1. 本商品及び本配信原盤に係る一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)及び株式会社NexToneに対する音楽著作物の使用申請及び著作権使用料の支払処理業務は、乙又は乙の指定する配信事業者の責任において行なうものとします。
2. 本商品及び本配信原盤に自己管理楽曲又は専属楽曲が含まれている場合、甲は自らの責任と費用負担において必要な使用許諾を得るものとします。

#### 第15条（著作権及び著作隣接権の帰属及び委託）

1. 本原盤及び本商品に係る著作権及び著作隣接権は甲又は第三者に帰属するものとします。
2. 甲は乙に対し、本原盤（録音物に限ります）に係るレコード製作者の以下各号の権利及び将来創設される報酬請求権を乙の名において行使すること並びに乙が当該報酬請求権の行使を一般社団法人日本レコード協会に委任することを承諾するものとします。
  - (1) 貸与報酬請求権
  - (2) 放送及び有線放送にかかる二次使用料請求権
  - (3) 私的録音・録画補償金の分配請求権
3. 乙は、前項の定めに従い受領した二次使用料等の報酬（以下「二次使用料等」といいます）を、本基本契約に定める分配方法に基づき甲に分配します。但し、甲が第2条第5項の規定により本商品に共同発売元品番を付した商品に係る本原盤については、貸与報酬のみを分配の対象とします。
4. 乙から甲への二次使用料等の分配は、本契約有効期間及び本商品の廃盤受入期間の終了日までとし、以降に乙が受領する二次使用料等については、甲への分配義務がないことを甲は予め確認及び了承するものとします。
5. 前各項の定めにもかかわらず、甲が、自ら自己の所属する団体に二次使用料等の報酬請求権を行使することを別途乙に通知した場合には、乙はこれに異議なく従うものとし、第2項から第5項までの定めは適用しないものとします。
6. 前各項の定めにもかかわらず、甲が、第1条第2号に定めるサービスのうちOrchard Enterprises NY, Inc.（以下「Orchard」といいます）を介した配信を選択する場合には、甲は、乙が、日本以外の全世界の地域において、甲を代理して、当該配信を行う本配信原盤に関する徴収地の現地法等に基づき甲が有することになる法定請求権等から生じる収入（日本著作権法におけるレコード製作者の報酬請求権に基づく報酬に準ずる収入を含みます）（以下「本件収入」といいます）の徴収をOrchardを介して独占的に行なうことを承諾します。また、この場合、甲は、乙が受領する本件収入の正味受領金員を、第61条に定める配信売上高とし、第63条に定める配信手数料を控除した残額を配信売上分配額とすることを確認及び了承します。但し、甲が、自ら自己の所属する団体を介して本件収入の徴収権を行使することを別途乙に通知した場合には、

乙はこれに異議なく従うものとし、本項の定めは適用しないものとします。

#### 第16条（代金等の支払いと遅延損害金）

1. 乙から甲に対する支払いは、以下の各号の定めに基づき行うものとします。

- (1) 計算期間は、毎月1日から末日までの1ヵ月間（以下、「当月分」といいます。）とします。但し、配信の計算については、配信事業者から売上報告があったものを対象とし、前月の1日から末日までを当月分と見做します。
- (2) 計算対象は以下の通りとし、①乃至④の合計金額から⑤乃至⑩の合計額を、対当額をもって相殺（差引精算）することを甲は予め承諾するものとします。
  - ①第38条第3項及び第41条に定める当月分の本商品仕入金額
  - ②第61条及び第63条に定める当月分の配信売上分配額
  - ③第15条第3項に定める二次使用料等の請求に基づく分配額
  - ④第39条に定める支払留保金精算額
  - ⑤第39条に定める支払留保金
  - ⑥第42条に定める当月分の著作権使用料
  - ⑦第72条に定める本商品の製造代金等
  - ⑧第46条に定める本商品の特別物流費
  - ⑨第47条第3項第1号乃至第5号に定める、乙が管理する物流倉庫における、甲の本商品在庫に係る甲が負担する諸費用
  - ⑩その他、甲の負担すべき費用の乙による立替金

(3) 前号の計算結果は、乙が交付する「支払案内書兼請求書」として、計算期間の翌月10日までにLINCS2上に公開するものとします。なお、年末年始休暇、夏季休暇、土日祝日等により公開が遅れる場合は、事前に告知するものとします。

(4) 支払いは、本項第2号の相殺（差引精算）後の金額を、計算期間の翌々月20日までに甲の指定する金融機関に振込みにより支払うものとし、振込手数料は乙の負担とします。

2. 甲から乙に対する支払いは、以下の各号の定めに基づき行うものとします。

- (1) 前項第2号の計算結果がマイナスの場合、「支払案内書兼請求書」に記載した金額を、計算期間翌々月20日までに乙の指定する金融機関に振込みにより支払うものとし、振込手数料は甲の負担とします。
- (2) その他、本契約に別途支払条件を記載している場合は、その条件に基づき支払うものとします。

#### 3. 遅延損害金

甲又は乙が、本条に定める支払を遅滞したときは、支払期限から支払日までの間、年率15%の割合による遅延損害金を加算して相手方に支払うものとします。

#### 4. 支払い留保

- (1) 甲及び乙は、本条に定める支払額が5,000円（消費税込）に満たない場合は、その支払いを翌月に繰り越し、翌月分と合算して支払うことができるものとし、その後も同様とします。
- (2) 乙は、甲の記名捺印がなされた本基本契約書が、万が一、甲の過失により支払期日までに手元に届かない場合は、第3項の遅延損害金は適用しないものとします。

#### 5. 支払い債務の免責

以下の事由に該当する場合は、乙の支払債務は消滅するものとします。

- (1) 甲の指定振込先の不明期間が1年に及んだ場合。
- (2) 甲の債務不履行により、乙が本基本契約及び本個別契約を解除した場合。
- (3) 甲が記名押印した本基本契約書の未回収期間が1年に及んだ場合。

#### 第17条（連帯保証人）

1. 乙は、前条に定める甲の支払いが遅滞した場合の他、甲の資産信用状態に懸念事項が生じた場合は、本契約に係る甲の一切の債務を保証する連帯保証人を選任するよう要求することができるものとし、甲はこれを予め受諾するものとします。
2. 甲は、乙から前項の要求があった場合、債務を弁済できる資力を有する連帯保証人を選り、乙所定の書面に連帯保証人本人が署名・捺印したものに、連帯保証人の印鑑証明書を添付の上、乙に提出するものとします。

#### 第18条（費用の負担）

本契約に係る費用の負担は本基本契約に定めるものとします。

#### 第19条（契約期間）

本契約の有効期間は、本基本契約締結日から、その翌々年の3月31日までとします。但し、期間満了6ヶ月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による契約終了の意思表示がない限り、本契約は同一条件をもって1年間自動的に延長され、その後も同様とします。

#### 第20条（合意解除）

甲及び乙は、止むを得ない事情により本契約の継続がし難くなった場合、相手方に対し書面による中途解約の意思表示を行い、両者協議の上、文書による合意を以て本契約を解約できるものとします。

#### 第21条（甲及び乙による解除）

甲及び乙は、相手方に以下のいずれかの事由が生じた場合には、書面による通知をもって、直ちに本契約を解除することが出来るものとします。また、これにより生じた損害に

について、違反当事者に対して損害賠償を請求することを妨げないものとします。

- (1) 本約款又は本契約に違反し、相手方の催告を受けて14日以内にこれを是正しないとき
- (2) 本約款における表明・保証に違反し又は抵触する事実が判明したとき
- (3) 相手方に対して負担する本約款及び本契約上の債務以外の債務の履行を怠り、催告後相当期間を経過するもこれを是正しないとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、又は、これらに類する手続開始の申立があったとき
- (5) 差押、仮差押、仮処分、又は保全差押を受けたとき
- (6) 支払不能又は取引金融機関若しくは手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (7) 監督官庁より営業停止処分、又は認定もしくは登録の取消処分を受けたとき
- (8) 公租公課を滞納して督促を受けたとき、又は租税滞納処分を受けたとき
- (9) 営業の廃止・重大な変更、又は解散の決議をしたとき
- (10) 資産信用状態が悪化し、又はその虞があると合理的に判断されるとき

## 第22条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自ら又は自らの役員若しくは従業員が、現在以下各号のいずれにも該当していないこと、および将来も該当しないことを、相手方に対して誓約するものとします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
  - (6) その他前各号に準ずる者
2. 甲および乙は、自ら又は第三者をして、以下各号の行為を行わないことを、相手方に対して誓約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説の流布、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲又は乙が前二項のいずれかに違反した場合、相手方は催告等を要することなく書面にて通知することにより、直ちに本契約を解除することができるものとします。また、当該違反により生じた損害について、違反当事者に対して損害賠償を請求することを妨げ

ないものとします。

#### 第23条（解除等の意思表示）

第19条、第21条及び第22条に定める通知及び意思表示の書面は、本基本契約に記載の所在地又は第7条(1)に定める最新の所在地の代表者宛に郵送にて行うものとし、その到達如何に問わらず発送日から3日経過した日を以て到達したものとします。

#### 第24条（期限の利益）

第21条及び第22条の規定により本契約が解除された場合、違反当事者は、相手方に對する一切の債務について何らの手続を要せず当然に期限の利益を喪失し、全債務を直ちに支払うものとし、万が一、支払いを遅延した場合は、第16条第3項の規定を準用するものとします。

#### 第25条（組織再編等）

1. 甲及び乙は、都合により合併、会社分割、株式交換及び株式移転等の組織再編を行った場合、第21条第9号に定める契約解除事由から除外するものとし、甲及び乙は予め承認するものとします。但し、会社分割において承継会社等が相手方に対する債務を免責的に承継する場合を除きます。
2. 前項第一文の場合において、甲及び乙は相手方に対しその組織再編等の内容を文書又は電子メールにより、実行後遅滞なく通知するものとします。

#### 第26条（契約終了時の措置）

本契約が終了又は解除（以下、総称して「契約終了」といいます）となった場合の処理は、以下の通り行うものとします。

##### (1) 本商品の廃盤処理

- ①乙は、本契約終了の日をもって、本商品の出荷を停止します。
- ②乙は、乙が毎月定期に発行する直近の「注文書」をもって特約店に対して廃盤通知を行います。乙は特約店に対して6ヵ月以内の廃盤受入期間を設けることができるものとします。
- ③甲は、廃盤受入期間における本商品の返品は全て償却するものとし、係る費用（乙の仕入代金及び廃棄費用）を負担します。但し、甲が第21条及び第22条に定める違反当事者に該当したことによる本契約の解除の場合、廃盤受入期間の本商品の返品償却費用は、乙が公正妥当と判断した計算をもって、本契約解除の日に確定するものとします。

##### (2) 本配信原盤の配信停止処理

- ①乙は、各配信事業者に対し、契約終了の確定後すみやかに配信停止の通知を

行い、配信停止が速やかに行われるよう努めるものとします。

(3)商品在庫及び素材の返却

- ①乙は、第9条に定める預り品を本契約終了の日から1ヵ月以内に、甲の費用負担にて甲に返却することができるものとします。
- ②前項に関わらず、甲は預り品の全部又は一部の廃棄処理を乙に委託できるものとし、乙は甲の指示に基づき、甲の費用負担にて廃棄処理を代行するものとします。
- ③甲が第7条第1号に定める通知を怠り返却先が不明の場合、乙は自らの判断で預り品を処分することができるものとし、甲は乙に対し何ら異議申立及び損害賠償請求をすることはできないものとします。

(4)債権債務の清算

- ①甲及び乙は、第21条に定める本契約の解除の場合を除き、廃盤受入期間満了後1ヵ月以内に相互の債権債務残高を確認し、相互の債権債務残高を対当額で相殺の上、残高確認月の翌月末日限り、債務者は債権者に対し債権者の指定金融機関に振込みにより精算払いを行うものとします。
- ②精算払いを遅延した場合は、遅延開始の日をもって債権残高を準消費貸借契約の目的物とした契約が成立したものとし、第16条第3項の規定を準用するものとします。

第27条（守秘義務）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾がある場合を除き、本契約の締結又は履行に関連して知り得た相手方の営業上、経理上、技術上、その他一切の秘密情報を、第三者に開示することは出来ないものとします。但し、以下の情報は除くものとします。

- (1)開示の時点で公知の情報及び開示後受領者の責めによらず公知となった情報。
- (2)開示される以前から正当に取得していたこと、又は独自に開発したことを証明できる情報。
- (3)第三者から秘密保持義務を負わず適法に入手した情報。
- (4)開示者が秘密情報を除外することを書面により同意した情報。
- (5)法令又は裁判所若しくは政府機関の命令、要求又は要請に従い開示される情報。

第28条（存続条項）

本契約の終了後も、本約款第11条、第12条、第14条、第17条及び第26条乃至30条並びに第60条第2号は、効力を有するものとします。

第29条（権利義務の譲渡等）

甲及び乙は、本約款及び本契約に基づく一切の権利及び義務の全部又は一部を、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、第三者に譲渡することはできないものとします。

### 第30条（管轄）

本約款及び本契約に関する全ての紛争は当事者が誠実に協議のうえ、解決するものとします。当事者の協議により解決し得ない紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第31条（合意の完全性）

本基本契約の締結により、それに先立つ当事者間の全ての合意は、効力を失うものとします。

## 第2章 パッケージ商品販売

### 第32条（商品の形態）

本商品の形態は、乙が現に取り扱っているコンパクトディスク（CD）、デジタル・バーサタイル・ディスク（DVD）、ブルーレイ・ディスク、アナログディスク並びに、乙が今後新たに取り扱う音源及び映像の収録媒体とします。

### 第33条（パッケージ商品販売業務）

1. 乙は、次条に定める個別契約が成立した本商品を、本約款及び本基本契約に基づき甲から仕入れ、乙の責任において特約店に販売するほか、乙の運営するECサイトにより消費者に直接販売できるものとします。
2. 特約店及びECサイトによる本商品の売上代金の請求及び回収は、乙の責任と負担において行うものとします。

### 第34条（個別契約）

1. パッケージ商品売買に関する本個別契約は、甲が乙所定の企画概要書を乙が定める期日までに交付して申込みを行い、甲の申込みに対して乙が受諾し、乙指定の注文書フォーマットを甲に交付したときに成立するものとします。
2. 前項の乙による企画概要書の交付及び乙による乙指定の注文書フォーマットの交付は、電子メールによる送信をもって代えることができるものとします。

### 第35条（新譜商品発売に関する業務）

1. 甲は、本商品を発売するまでに、乙が別途定める日程に基づき、自らの負担において以下の業務を行うものとします。  
(1)発売日の決定  
乙が毎月予め設定し甲に通知した発売日（毎月2回）の中から選択し決定すること。

(2) 小売価格の決定

本商品の小売価格（消費税抜き）を決定し、本商品に表示すること。

(3) I S R C の付番

本商品に使用した楽曲すべてに I S R C を付番すること。

(4) 商品番号、J A Nコードの付番

商品番号及びJ A Nコードを本商品に表示すること。

(5) 編成表の提出

乙が指定した期日までに LINCS2 に必要事項を登録することにより編成表を提出すること。

(6) 商品企画及び拡売戦略情報の提供

本商品に関するアピールポイント、広告宣伝予定及びライブ情報等、甲が予定している拡売戦略情報等を乙に提供すること。

(7) 新譜注文書

乙が特約店向けに発行する新譜注文書に記載するため、乙が指定した素材及び記事を提供すること。

(8) 商品の納品

乙が指定した本商品の納品数を乙が指定した納期までに乙の物流倉庫へ納品すること。

(9) 販促物の納品及び手配

特約店に対する販売促進活動を行う場合は、乙の指定する期限までにその内容を乙に文書で通知し、乙の指定にもとづき素材等を提供すること。

2. 乙は、本商品を発売するまでに以下の業務を行います。

- (1) 甲から提出のあった編成表に基づく、著作権使用申請及び使用料支払いの有無の確認並びに本商品との照合
- (2) 特約店向け販売戦略の策定、販売目標数の設定及び必要情報の社内周知
- (3) 新譜注文書の編集、制作及び配布
- (4) 本商品の特約店からの受注
- (5) 特約店向け販促物の納品手配（発送を含む）
- (6) 特約店向け本商品の出荷手配及び確認

第36条（仕切価格の決定）

本商品の特約店に対する卸売価格（以下、「仕切価格」といいます）は、本基本契約の定める小売価格に対して乙が特約店との間で定めた仕切率を乗じた価格とします。

第37条（旧譜商品の手配）

1. 本旧譜商品の特約店からの受注及び納品は、乙が契約する共同物流システムにより、特約店から本商品を保管・管理する物流倉庫へ直接発注が行われ、当該倉庫に本商品の在庫がある限り自動的に納品するものとします。
2. 本旧譜商品の在庫数の補充は、乙の要請に基づき甲の判断で適宜行います。その場合において、甲はその補充日及び補充数を予め乙に文書で通知するものとします。
3. 本商品が品切れになった場合、甲は乙に対して異議申立や損害賠償請求を行うことはできないものとします。

### 第38条（売上・仕入・返品受入）

1. 乙の特約店に対する売上計上基準は以下の各号に定めるものとします。
  - (1) 本商品の特約店に対する売上は、乙の物流倉庫から出荷した時点で確定とします。但し、新譜商品は、一部の特約店を除き発売日をもって確定とします。
  - (2) 特約店からの返品受入は、乙の物流倉庫の在庫数に反映した時点で確定とします。
  - (3) 本商品の特約店に対する正味売上金額は、前2号の出荷数から返品受入数を控除した数量（以下、「純売上数」といいます）に第36条で定めた仕切金額を乗じた金額とします。
2. 本条第1項第2号に定める返品受入の商品代は、本基本契約で定める料率をもって甲が負担するものとします。
3. 本商品の仕入時期及び仕入価格  
乙は、本条第1項に定める数量を物流倉庫から出庫又は返品受入の都度、本商品の小売価格に本基本契約で定める仕入価格を乗じた価格をもって自動的に仕入れ又は仕入戻しするものとし、その時点をもって当該商品の所有権は乙又は甲に移転します。但し、甲が負担する見本盤は除くものとします。

### 第39条（支払い留保）

乙は、将来の返品受入に備えるため、本基本契約の定めに基づき、甲に対する支払いの一部を留保し、精算払いすることができるものとし、甲は予めこれを承諾するものとします。

### 第40条（新譜登録料）

甲は、本商品発売の都度（発売商品ごとに）、本基本契約に定める商品登録料を負担するものとします。

### 第41条（通販売上）

乙が運営するECサイトにより、乙が本商品を販売した場合の甲からの仕入れは次の各号

によります。

- (1) 甲からの仕入れ時期は、本商品を購入者がECサイトを通じて取得したときとします。
- (2) 乙は、本基本契約に定める料率をもって甲から本商品を仕入れるものとします。

#### 第42条（著作権使用料）

- (1) 甲は、本基本契約で定める著作権使用料を乙の物流倉庫から出荷の都度、負担するものとします。
- (2) 本商品に使用した楽曲に自己管理楽曲又は専属楽曲が含まれている場合、甲はその疎明資料を添えて乙に減額を申し出ることができるものとします。

#### 第43条（禁止事項）

- (1) 甲は、第2条第5項の規定に基づき乙より発番された商品番号を本商品以外に使用することはできないものとします。
- (2) 甲が独自品番を使用し発売する本商品の著作権支払処理業務は、甲又は乙、本基本契約に定めた方の責任において継続的に行うものとし、本基本契約に定めない者が行うことは出来ないものとします。但し、共同発売元品番についてはこの限りではないものとします。

#### 第44条（イベント支援）

甲が特約店の販売促進活動のため、アーティストによるイベントを開催する場合において、乙が専任スタッフを派遣する場合は、甲は本基本契約に基づきその費用（「イベント費用」）を負担するものとします。

但し、乙の要請に基づき開催されるイベントは除くものとします。

#### 第45条（物流）

甲は、乙が本商品に係る在庫管理及び特約店との間の物流業務の一切を、乙の責任において第三者が運営管理する共同物流システムに委託していることを予め承諾するものとします。物流業務とは、以下各号の業務をいいます。

- (1) 本商品の在庫を乙が契約する倉庫（以下、物流倉庫といいます。）に保管し管理する業務
- (2) 乙の指示に基づく本商品の出荷・配送業務
- (3) 本旧譜商品の特約店からの受注及び出荷・配送業務
- (4) 乙の指示に基づくその他出庫処理業務
- (5) 本商品の入庫業務及び受入検収業務
- (6) 本商品の入出庫及び在庫データの提供業務

#### 第46条（物流費）

本商品の物流に要する費用は原則として乙の負担とします。  
ただし、本基本契約に定める諸費用（「甲が負担する物流費」）は甲の負担とします。

#### 第47条（在庫管理）

1. 乙は、本商品のうち乙が適正と認める数量を、乙の物流倉庫内において適正に区分し、善良な管理者の注意をもって保管・管理します。
2. 物流倉庫に保管する本商品の所有権は、甲に帰属します。
3. 物流倉庫に保管する本商品の在庫管理は、以下に定める通りとします。

##### (1) 本商品の在庫保管期間

本商品の在庫保管期間は発売月から1年間とし、乙はその間の当該商品の売上実績を勘案して余剰分を評価・算定し、甲に予め通知の上当該余剰分を返却することができます。但し、甲が当該余剰在庫の継続保管を求めた場合、乙が別途定める保管料を甲が負担する場合に限り、更に1年間保管するものとします。なお、本商品のジャケット等の付属品在庫に関しても同様に取り扱うものとします。

##### (2) 特販出庫等

甲が物流倉庫の在庫を自ら流用する場合は、本基本契約に定める費用を負担するものとし、その数量、納期、納品場所を明示して乙に文書で通知するものとし、乙は速やかに手配するものとします。

##### (3) 廃盤

- ① 甲は廃盤を実施する場合は、対象商品を乙に通知するものとし、乙は第26条第1項第2号及び第3号の規定を準用して処理を行います。
- ② 当該商品に係る預り品の処理は第26条第3項の規定を準用して処理を行います。

##### (4) 返品商品の処理

特約店からの返品受入商品は、甲の指示に基づき償却又は物流倉庫に再倉入れします。但し、共同物流システムが定める品質基準に満たない不良品は償却することを、甲は予め承諾するものとします。

##### (5) 過剰在庫等の償却

甲は、在庫の一部又は全部を償却する場合は、対象商品及び数量を乙に文書で通知するものとし、乙は速やかに手配を行います。この場合、甲は本基本契約に定める費用を負担するものとします。

##### (6) 棚卸

乙は、自らの負担において年1回本商品の実地棚卸を実施します。一般的に妥当と認められる範囲の棚卸差損は甲が負担するものとします。また、実地棚卸により発生した棚卸差異は、直ちに在庫数に反映させるものとします。

#### 第48条（報告）

乙は甲に対し、本商品の販売状況等の動向を LINCS2 上に開示することにより報告するものとし、開示内容は以下の通りとします。

- (1) 本商品の受払を記載した月次在庫表
- (2) 本商品の売上月報

### 第3章 配信

#### 第49条（配信業務内容）

乙は、次条に定める個別契約が成立した本配信原盤について、本基本契約に基づき以下の各号に定める業務を負担するものとします。

- (1) 本配信原盤に関するデジタルデータ及び配信用データを乙が管理するサーバに蓄積し、乙が契約する配信事業者の提供するサービスに対し、配信事業者が提供するサービス(アラカルト、サブスクリプション)、方法(ダウンロード、ストリーミング)等をもって配信することを目的として本配信原盤を独占的に供給するものとします。
- (2) 甲が制作した本配信原盤を、配信事業者が指定する形式にエンコードし、配信事業者に対して納品をするものとします。
- (3) 配信対象地域は全世界とします。
- (4) 配信事業者から本配信原盤に係る売上代金を徴収し、本基本契約及び本個別契約に基づき甲に分配するものとします。
- (5) 本条第2項の規定に基づき、乙が配信事業者の指定する形式で納品する場合、映像のエンコード作業、甲及び乙が合意の上で行う特殊作業等については有料とし、甲の負担とします。なお、費用の詳細については本個別契約で定めるものとします。

#### 第50条（契約一時金）

本基本契約は、原則として本基本契約に定める契約一時金を乙が受領したときに有効に成立するものとします。

#### 第51条（個別契約）

配信業務に関する本個別契約は、甲が本約款第57条の規定に基づいて LINCS2 に必要データを登録し、乙が確認受諾後、LINCS2 にて配信事業者に公開した時点で本個別契約は成立したものとします。

#### 第52条（再委託の承認）

第49条に規定のとおり、配信業務は乙が同業務の一部を乙の責任において配信事業者に再委託することを前提としているため、甲は以下の事項を予め承諾するものとします。

- (1)配信事業者が運営する配信サービスに本配信原盤を提供すること
- (2)当該配信事業者が管理するサーバに本配信原盤が蓄積されること
- (3)配信事業者が配信を行う為に技術的な改変をすること

#### 第53条（配信事業の許諾）

乙は、甲との本契約締結後、以下に掲げる事由が生じた場合には、電子メール又はLINCS2上において甲にその旨を通知するものとします。乙の当該通知発信後、乙の指定する期日以内に甲から拒絶の意思表示がない限り、当該新サービスに関し甲の許諾が得られたものとし、本配信原盤を当該新サービスに提供できるものとします。

- (1)乙が新たな配信事業者と契約した場合
- (2)配信事業者が新たなサービス・方法において配信を開始する場合

#### 第54条（配信事業者との契約終了）

乙は、乙が契約する配信事業者との契約を終了した場合には、電子メール又はLINCS2上においてその旨を甲に通知するものとします。

この場合において、甲は乙に対し何ら異議を申し立てることはできないものとします。

#### 第55条（販売価格の決定）

甲は乙に対し本配信原盤の希望販売価格を提示するものとし、乙は配信事業者にその価格を通知します。但し、販売価格の決定は配信事業者が任意に行う場合があることを、甲は予め了承するものとします。

#### 第56条（改変禁止）

乙は、甲から提供された本配信原盤を、甲の書面による承諾なく改変することは出来ないものとします。

#### 第57条（配信開始に関する業務）

甲は本配信原盤を配信するため、乙が指定する以下のデータ等を提供するものとします。

- (1)本配信原盤のデジタルデータ
- (2)配信用データ及び素材
- (3)本条第1項及び第2項に規定のデータは、甲がLINCS2に必要な情報を登録することにより提供するものとします。

#### 第58条（著作権使用料の支払い）

本サービスにおける本配信原盤の利用にあたり、各音楽著作権管理事業者、権利者に対する音楽著作物の使用申請及び著作権使用料の支払業務は、以下の通りとします。

- (1) 本配信原盤に含まれる音楽著作物が自己管理楽曲及び専属楽曲である場合の使用許諾処理及び使用料の支払業務については、甲が、自らの責任と費用負担において行うものとします。
- (2) 配信事業者が音楽著作権処理を行わない地域（例えばアメリカ、メキシコ、インド、パキスタンを指すが、将来同様の慣行が採用されるところとして、乙が甲に対して通知する地域をも含む）における使用許諾処理及び使用料の支払業務については、甲が、自らの責任と費用負担において行うものとします。
- (3) 前二号以外については、配信事業者の責任において行うものとします。

#### 第59条（配信開始の決定権）

本配信原盤の配信開始の決定権は各配信事業者に帰属し、配信事業者が提供するサービス上に本配信原盤の取扱いがない場合があることを、甲は予め了承するものとします。

#### 第60条（配信停止）

- (1) 甲は、本配信原盤の全部又は一部を配信停止又は修正する場合は、乙が指定する書面にて乙に電子メールにて通知するものとします。
- (2) 乙は、前項の通知受理後第26条第2項の規定に準用して処理を行います。

#### 第61条（配信売上高）

乙が配信事業者から徴収する配信売上高は、配信事業者が販売した売上高から以下の費用を控除した額とします。

- (1) 乙と各配信事業者間で定めた配信事業者の手数料（通信事業者等の決済手数料も含む）

#### 第62条（報告）

乙は甲に対し、本配信原盤の配信売上情報をLINCS2に公開することにより報告するものとします。

#### 第63条（配信手数料）

甲は乙に対し、本配信業務の対価として、本基本契約で定める配信手数料を支払うものとします。当該手数料は、乙が配信事業者から回収する第61条に定める配信売上高と対当額をもって相殺するものとします。

### 第4章 製造受託

#### 第64条（製造受託業務内容）

乙は、パッケージ商品販売に係る本基本契約が成立した本商品を対象として、製造に係

る本基本契約及び本個別契約を締結して製造業務を受託します。乙が提供する業務は、以下各号に定める業務とします。

- (1) 本商品を甲の指定する形態（第32条に定める形態に限ります）と仕様により製造すること。
- (2) 付属印刷物（ジャケット、解説書等）を甲の指定する形態と仕様により製造すること。
- (3) 本商品を乙の物流倉庫及び甲の指定場所へ納品すること。
- (4) 納期管理及び業務進行管理。

#### 第65条（新譜商品の支給品と個別契約）

1. 甲は、乙に製造を依頼するにあたり、以下の各号に定める素材等（以下「マスターデータ」という）を、乙の指定に基づき納品するものとします。
  - (1) 製造に関する仕様書（形状、サイズ、色、その他の条件を記載した書類）及び図面又はそれに代わる指図書
  - (2) 付属印刷物及び盤面デザインのデータ
  - (3) 音源、映像マスター
  - (4) 編成表またはマスターデータの内容を確認する事ができる資料
  - (5) 製造発注書
2. 製造受託に関する本個別契約は、甲が、前項に規定するマスターデータを乙に納品し、乙が受諾した時点で成立するものとします。

#### 第66条（製造の外注）

甲は、乙が本商品（付属印刷物を含みます）の製造業務を、乙の責任により第三者に委託することを予め承諾するものとします。

#### 第67条（試作品の校正）

- (1) 乙は、本商品の付属印刷物の製造開始前にその校正刷り（デジタルデータを含む）を甲に提供し、甲は自らの責任において校正を行い、その結果を乙に文書又はメールで通知するものとします。
- (2) 乙は、前項の規定に基づき甲の通知をもって製造を開始するものとし、その結果、本商品の納品遅れ等が生じても、乙に過失がない限り、乙はその責任を負わないものとします。

#### 第68条（品質保証）

乙は、本商品及び付属印刷物の品質が、甲の指定した仕様に適合することを保証します。但し、甲が製造会社の指定等、別段の指示・指定をして製造した商品は除くものとします。

#### 第69条（製造物責任）

乙は、本商品に関する製造物責任法に基づく責任を、甲と連帶して負担するものとします。

#### 第70条（著作権処理）

甲は、第64条第4号により本商品を乙の物流倉庫以外の場所へ納品指定する場合、乙の請求に基づき著作権使用料を負担するものとします。

#### 第71条（不良品）

1. 本商品に乙の帰責事由による瑕疵があった場合、合理的な範囲内で乙の責任と負担において以下の通り対処するものとします。
  - (1) 速やかに代替品を納品する。
  - (2) 特約店又は消費者に販売された後に瑕疵による問題が発生した場合、販売先又は特約店に対して速やかに最善な対処を行う。
2. 本商品に甲の帰責事由による瑕疵があった場合、甲の責任と負担において以下の通り対処するものとします。
  - (1) 軽微な瑕疵の場合、代替品と交換する。
  - (2) 乙に納品したマスタデータの内容に瑕疵があった場合、当該商品在庫を処分するほか、特約店及び消費者から当該商品の回収及び償却を行い、再製造又は廃盤を実施する。
3. 甲及び乙は、本条第1項及び第2項の規定以外に本商品に対し想定外の重大な瑕疵による問題が発生した場合、甲及び乙は協議の上、相互の責任と負担において速やかに対処を行うものとします。

#### 第72条（製造代金等の請求）

乙は甲に対し、第64条各号で定める業務の実施に先立ち、本基本契約に基づき製造代金等の請求書を交付し、甲はその支払いをするものとします。

以上